

平成25年度定期予防接種（施行計画）

鹿児島県保健福祉部(施行日:平成25年4月1日)

類型	対象疾病	対象年齢等 〔標準期間〕	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔	方法	備考	
A類	ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白 髄炎 (ポリオ)	1期 初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 〔生後3に達した時～12月に達するまでの期間〕	沈降精製百日せきジフテリア 破傷風不活化ポリオ混合 ワクチン(DPT-IPV)	3回	20～56日	皮下注射	○生後3月以降にできるだけ早期に接種を開始する。 ○1期初回の接種は左右交互に行う。 ○皮下深く接種することで局所反応を軽減する。
		1期 追加	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 1期初回(3回)接種終了後6か月以上の間隔をおく 〔1期初回接種(3回)終了後12月に達した時～ 18月に達するまでの期間〕	沈降精製百日せきジフテリア 破傷風混合ワクチン (DPT) 又は沈降ジフテリア破傷風 混合トキソイド(DT) 毎回 0.5ml	1回			
		2期	11歳以上13歳未満の者 〔11歳に達した時～12歳に達するまでの期間〕	沈降ジフテリア破傷風混合 トキソイド(DT) 0.1ml	1回			
疾病	麻疹 及び 風しん	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻疹風しん 混合ワクチン(MR)	1回	-	皮下注射	○1期の予防接種は、できるだけ早期に接種する。(接種時期は4～6月までが望ましい。) ○麻疹及び風しんを同時に行う場合は、MR混合ワクチンを用いる。 ○一度溶解したワクチンは、ウイルス価減少を避けるために直ちに使用する。
		2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始 期に達する日の1年前の日から当該始期に達す る日の前日までの間にあるもの(小学校入学前 の1年間)	毎回 0.5ml				
疾病	日本脳炎	1期 初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 〔3歳〕	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン 毎回 0.5ml(3歳以上)	2回	6～28日	皮下注射	○乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについては、予防接種に関する検討会での結論を受け、積極的に勧奨接種を行う段階に至ったものとされたため、接種の積極的な勧奨を行うこととする。 なお、平成25年度中に、②、③については、第1期の不足分、④については第2期の不足分について積極的な勧奨を行うこととする。 ① 平成25年度においては第1期初回・追加の標準的な接種期間に該当する者 ② 平成25年度に7歳又は8歳になる者への第1期の初回接種 ③ 平成25年度に9歳又は10歳となる者への第1期の追加接種 ④ 平成25年度に18歳になる者への第2期の接種 ※「平成25年度における日本脳炎の定期の予防接種の積極的勧奨の取扱いについて(平成25年2月1日付け厚生労働省事務連絡)」参照
		1期 追加	生後6～90月未満、1期初回終了後概ね1年お く〔4歳〕	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン 0.25ml(3歳未満)	1回			
		2期	9歳以上13歳未満の者〔9歳〕	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン 0.5ml	1回			
	結核	生後1歳に達するまで〔生後5～8月〕	BCGワクチン 所定のスポイトで滴下	1回	-	経皮接種	○接種部位は上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならない。 ○管針法は、接種部位の皮膚を緊張させ、懸濁液を塗った後、九本針植付けの管針を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ち、これを強く圧して行う。 ○接種数は、二箇所と管針の円跡は相互に接する。	

類型	対象疾病	対象年齢等 〔標準期間〕	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔	方法	備考
A	H i b 感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間に ある者	乾燥ヘモフィルスb型 ワクチン 0.5ml	初回3回 追加1回	初回:27(医師が認める 場合は20)~56日 追加:初回終了後7~ 13月	皮下 注射	○初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間に ある者
				初回2回 追加1回	初回:27(医師が認める 場合は20)~56日 追加:初回終了後7~ 13月		○初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に 至るまでの間にある者
				1回	—		○初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後60月に 至るまでの間にある者
類 疾	小児の肺炎球菌 感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間に ある者 (追加接種については、生後12月から生後 15月に至るまでの間)	沈降7価肺炎球菌結合型 ワクチン 0.5ml	初回3回 (生後12月ま でに完了) 追加1回	初回:27日以上 追加:初回終了後 60日以上	皮下 注射	○初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間に ある者
				初回2回 (生後12月ま でに完了) 追加1回	初回:27日以上 追加:初回終了後 60日以上		○初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に 至るまでの間にある者
				2回	60日以上		○初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に 至るまでの間にある者
				1回	—		○初回接種開始時に生後24月に至った日の翌日から生後60月に 至るまでの間にある者
病	ヒトパピローマ ウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳とな る日の属する年度の末日までの間に ある女子 (13歳となる日の属する年度の初日から当該年 度の末日までの間)	組換え沈降2価ヒトパピロ マーウイルス様粒子ワク チン	3回	2回目:1回目の接 種をから1月 3回目:1回目の接 種から6月	筋肉 注射	○やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、1月から2月半までの間隔を おいて2回行った後、初回1回目の接種から5月から12月までの間隔を おいて1回行うこと。
			組換え沈降4価ヒトパピロ マーウイルス様粒子ワク チン	3回	2回目:1回目の接 種から2月 3回目:1回目の接 種から6月		○左記方法をとることができない場合は、1月以上の間隔を おいて2回行った後、初回2回目の接種から3月以上の間隔を おいて1回行うこと。
B 類 疾 病	インフルエンザ	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若 しくは呼吸器の機能又はヒ免疫不全ウイルスによる 免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働 省令に定めるもの	インフルエンザワクチン 0.5ml	1回	—	皮下 注射	インフルエンザの予防接種を受ける法律上の義務は無く、かつ、自らの意志で 接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。

(注)本計画は、予防接種法第3条、同施行規則第1条に基づくものである。

平成25年度定期予防接種（実施上の注意事項）

鹿児島県保健福祉部（施行日：平成25年4月1日）

注 意 事 項	そ の 他																		
<p>○予防接種実施不適当者等 （予防接種法第7条、施行令第1条、施行規則第2条、実施規則第6条等）</p> <p>1 法の対象にならない者 （1）当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者で当該予防接種を行う必要がない者 （2）当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者</p> <p>2 予防接種を受けることが適当でない者（被接種不適当者） （1）明らかな発熱を呈している者 （2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者 （3）当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者 （4）急性灰白髄炎、麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者 （5）結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者（BCG対象者） （6）その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者（インフルエンザ予防接種は、実施要領で次に掲げる「3」の(2)、(4)中下線部分の者が該当）</p> <p>3 予防接種の判断を行うに際し、注意を要する者（被接種要注意者） （1）心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者 （2）予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者 （3）過去にけいれんの既往のある者 （4）過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 （5）接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者 （6）結核に係る予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者</p> <p>○被接種者又はその保護者に対する接種後の注意事項の通知（実施規則第7条等）</p> <p>1 接種後、高熱、けいれん等の症状を呈した場合、局所の異常反応や体調の変化を訴える場合には、速やかに医師の診察を受けること。 2 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った市町村長に通報すること。 3 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。</p> <p>※1 他の予防接種との間隔については、下記の間隔をおいて行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="107 1149 1025 1380"> <tr> <td>生ワクチン MR, BCG</td> <td>→</td> <td>不活化ワクチン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27日以上あける</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>生ワクチン</td> </tr> <tr> <td>不活化ワクチン DPT-IPV, DPT, IPV, DT, 日本脳炎, ヒブ, 小児用肺炎 球菌, 子宮頸がん, インフルエンザ</td> <td>→</td> <td>不活化ワクチン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6日以上あける</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>生ワクチン</td> </tr> </table>	生ワクチン MR, BCG	→	不活化ワクチン		27日以上あける			→	生ワクチン	不活化ワクチン DPT-IPV, DPT, IPV, DT, 日本脳炎, ヒブ, 小児用肺炎 球菌, 子宮頸がん, インフルエンザ	→	不活化ワクチン		6日以上あける			→	生ワクチン	<p>1 予防接種台帳 予防接種が完了した日から、5年間保存すること。</p> <p>2 接種対象者に対する通知（予防接種法施行令第5条等） （1）公告を行うこと （2）個々の接種対象者又はその保護者に対し、下記事項について十分周知されるよう通知等により適当な措置をとること。 ア 予防接種の種類、期日又は期間、場所、接種を受けることが不適当な者、個別接種に協力する医師等 イ その他必要事項 ・母子健康手帳の持参 ・予防接種の必要性や副反応について、接種対象者及びその保護者へ啓発を行い理解させること。 ・接種前日は入浴（又はシャワー）させ、当日は清潔な着衣をつけさせること。 ・当日は朝から子供の状態をよく観察し、ふだんと変わりがないか確認すること。 ・予診票は責任をもって記入し、子供の日ごろの状態をよく知っている保護者が連れてくること。 ・急性灰白髄炎については、保護者に対し極めてまれに家庭内感染の可能性がある旨及び被害救済制度に関する情報提供を行うこと。</p> <p>（3）通知は適切な時期に発送する等配慮すること。</p> <p>3 注射針、注射筒、多圧針及び経口投与器具は、被接種者ごとに取り換えること。</p> <p>4 予防接種は、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。</p> <p>5 接種施設において、問診、検温及び視診聴診等の診察を接種前に行うこと。</p> <p>6 接種医療機関及び接種施設には、予防接種直後のショック等の発生に対応するために必要な薬品及び器具等を備えておくこと。</p> <p>7 予防接種を行った際、母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日及びロット番号等を記載すること。</p> <p>8 母子健康手帳を所持しない対象者に対して予防接種を行った際には、必ず予防接種済証を交付すること。</p> <p>9 あらかじめ「予防接種後副反応報告書」、「予防接種後副反応報告書記入要領」及び「コホ現象事例報告書」を管内医療機関に配布すること。 医師は、被接種者が厚生労働省が定める症状を呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告すること。</p> <p>10 予診票 予防接種が完了した日から、5年間保存すること。</p> <p>11 既罹患者については、未罹患疾病の予防接種を実施するために、未罹患疾病に対応するワクチン成分を含んだ混合ワクチンを接種することを可能とすること。 （ワクチン成分に対応する疾病の全てに罹患している者は除く。）</p> <p>12 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保 「予防接種施行令第1条の2第2項」、「定期予防接種実施要領」を参照のこと。</p>
生ワクチン MR, BCG	→	不活化ワクチン																	
	27日以上あける																		
	→	生ワクチン																	
不活化ワクチン DPT-IPV, DPT, IPV, DT, 日本脳炎, ヒブ, 小児用肺炎 球菌, 子宮頸がん, インフルエンザ	→	不活化ワクチン																	
	6日以上あける																		
	→	生ワクチン																	

（注1）被接種不適当者等の事項については、上記のほかワクチンの添付文書を熟読のこと。

（注2）接種対象者及びその保護者に対しては「予防接種と子どもの健康」等、その他医療関係者等に対しては「予防接種ガイドライン」等により周知徹底を図ること。

（注3）他に「予防接種関係法令通知集」や「予防接種ガイドライン」等を参考にすること。